

Radiata Increase



FP2 級 2022 年 5 月 実技 個人資産相談業務 過去問解説

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容を無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[過去問解説]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。



【解答にあたっての注意】

- 1.試験問題については、特に指示のない限り、2021年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
- 2.問題は、【第1問】から【第5問】まであります。
- 3.各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問15》までとなっています。
- 4.解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。
- 5.解答は、解答用紙に記入してください。その際、漢字は楷書で、数字は算用数字で明瞭に記入してください。また、記号は判別できるよう明瞭に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問(《問1》~《問3》)に答えなさい。

《設 例》

X社に勤務するAさん(49歳)は、妻Bさん(45歳)および長男Cさん(16歳)との3人暮らしである。Aさんは、高等専門学校を卒業して入社したX社を、2022年5月末日に退職し、6月からは、妻Bさんの父親がY市内で営む電気工事店(従業員2名)を引き継ぐ予定である。そのため、X社退職後に個人事業主となった場合における社会保険の取扱いや老後資金の準備について詳しく知りたいと考えている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

(1) Aさん(会社員)

生年月日 : 1973年3月28日

- ・公的年金加入歴 : 下図のとおり(60歳までの見込みを含む)
- ・全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入している。

20歳	49歳	60歳
厚生年金保険		国民年金
被保険者期間 120月 (平均標準報酬月額: 28万円)	被保険者期間 230月 (平均標準報酬額: 42万円)	保険料納付予定 129月
1993年4月	2003年4月	2022年6月

※1993年3月分の国民年金の保険料を納めておらず、未納期間となっている。

(2) 妻Bさん(専業主婦)

生年月日 : 1976年10月10日

短期大学卒業後からX社に勤務し、33歳で退職するまでは厚生年金保険に加入(被保険者期間は156月)していた。X社退職後は、第3号被保険者として国民年金に加入している。

(3) 長男Cさん(高校生)

生年月日 : 2005年7月7日

※妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、生計維持関係にあるものとする。

※家族全員、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Mさんは、Aさんに対して、Aさんの退職後の国民年金について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①~③に入る最も適切な語句を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I 「Aさんは、X社を退職後、国民年金に第1号被保険者として加入することになります。国民年金法によると、国民年金に加入するには、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から、原則として14日以内に住所地の(①)にその旨を届け出なければなりません」

II 「Aさんは、個人事業主となった後、収入の減少等により国民年金の保険料を納めることが経済的に難しくなった場合、保険料の免除を申請することができます。免除された期間の保険料は追納することができますが、追納ができるのは、追納が承認された月の前(②)以内の免除期間の保険料です。なお、追納がない場合、その保険料免除期間は、所定の割合で老齢基礎年金の年金額に反映されます。仮に、Aさんが、保険料の4分の3免除を受け、残り4分の1の保険料を納付し、その期間に係る保険料の追納を行わなかった場合、その保険料免除期間の月数の(③)に相当する月数が、老齢基礎年金の年金額に反映されます」

— 〈語句群〉 —

イ. 年金事務所長 ロ. 都道府県知事 ハ. 市町村長（特別区の区長を含む）
ニ. 5年 ホ. 7年 ヘ. 10年
ト. 4分の1 チ. 2分の1 リ. 8分の5 ヌ. 4分の3

【答え】

①

厚生年金保険の被保険者が喪失した場合、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から、原則として14日以内に、住所地の市町村長(特別区の区長を含む)に、国民年金の加入手続きをしなくてはなりません。

②

追納は、国民年金保険料の免除を受けた期間に係る保険料は、10年間遡ってすることができます。

③

『国民年金の免除された期間の年金額』

老齢基礎年金の年金額を計算する際には、保険料免除・納付猶予の承認を受けた期間がある場合は、保険料の全額納付した場合と比べて年金額が定額となります。

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
2009年 3月まで	1/3	1/2	2/3	5/6
2009年 4月以降	1/2	5/8	6/8	7/8

本問では4分の3免除を受けていますので、8分の5が老齢基礎年金の年金額に反映されます。

したがって正解は、

(1)ハ:市町村長(特別区の区長を含む)

(2)へ:10年

(3)リ:8分の5

《問2》 Aさんが2022年5月末日付でX社を退職して、個人事業主となった場合に、原則として65歳から受給することができる老齢厚生年金の年金額(2021年度価額)を計算した次の〈計算の手順〉の空欄①、③に入る最も適切な数値を解答用紙に記入しなさい。また、空欄②に入る語句を、解答用紙の「される/されない」のいずれかから選び、適切なものを○で囲みなさい。計算にあたっては、《設例》の〈Aさんとその家族に関する資料〉および下記の〈資料〉を利用すること。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

〈計算の手順〉

1. 報酬比例部分の額 (円未満四捨五入)

(①) 円

2. 経過的加算額 (円未満四捨五入)

□□□円

3. 基本年金額 (上記「1 + 2」の額)

□□□円

4. 加給年金額 (解答用紙の「される／されない」のいずれかを○で囲むこと)

Aさんの場合、加給年金額は加算 (②)。

5. 老齢厚生年金の年金額

(③) 円

○老齢厚生年金の計算式 (本来水準の額)

i) 報酬比例部分の額 (円未満四捨五入) = ㉑ + ㉒

㉑ 2003年3月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1,000} \times 2003\text{年}3\text{月以前の被保険者期間の月数}$$

㉒ 2003年4月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1,000} \times 2003\text{年}4\text{月以後の被保険者期間の月数}$$

ii) 経過的加算額 (円未満四捨五入) = 1,628円 × 被保険者期間の月数

$$- 780,900\text{円} \times \frac{1961\text{年}4\text{月以後で}20\text{歳以上}60\text{歳未満の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480}$$

iii) 加給年金額

390,500円 (要件を満たしている場合のみ加算すること)

【答え】

①

『報酬比例部分の年金額』

Aさんの厚生年金被保険者期間は2003年3月以前と2003年4月以後を計算し、それを合算します。

20歳		49歳	60歳
厚生年金保険		国民年金	
被保険者期間 120月 (平均標準報酬月額：28万円)		被保険者期間 230月 (平均標準報酬額：42万円)	保険料納付予定 129月
1993年4月	2003年4月	2022年6月	

※1993年3月分の国民年金の保険料を納めておらず、未納期間となっている。

●報酬比例部分の計算方法

i) 報酬比例部分の額(円未満四捨五入) = ㉑ + ㉒

㉑ 2003年3月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.125}{1,000} \times 2003\text{年3月以前の被保険者期間の月数}$$

㉒ 2003年4月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.481}{1,000} \times 2003\text{年4月以後の被保険者期間の月数}$$

・平均標準報酬額 $\times 7.125/1000 \times 2003$ 年3月以前の被保険者期間の月数
280,000 円 $\times 7.125/1000 \times 120$ 月 = 239,400 円

・平均標準報酬額 $\times 5.481/1000 \times 2003$ 年4月以後の被保険者期間の月数
420,000 円 $\times 5.481/1000 \times 230$ 月 = 529,464.6 円

239,400 円 + 529,464.6 円 = 768,864.6 円
= **768,864 円**(円未満四捨五入)

②

『経過的加算』

20歳		49歳	60歳
厚生年金保険			国民年金
被保険者期間 120月 (平均標準報酬月額：28万円)	被保険者期間 230月 (平均標準報酬額：42万円)	保険料納付予定 129月	
1993年 4 月	2003年 4 月	2022年 6 月	

※1993年 3 月分の国民年金の保険料を納めておらず、未納期間となっている。

$$\begin{aligned}
 \text{ii) 経過的加算額 (円未満四捨五入)} &= 1,628\text{円} \times \text{被保険者期間の月数} \\
 &\quad - 780,900\text{円} \times \frac{\text{1961年 4 月以後で20歳以上60歳未満} \\
 &\quad \text{の厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480}
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 &1,628\text{円} \times (120\text{月} + 230\text{月}) - 780,900\text{円} \times (120\text{月} + 230\text{月}) / 480 \\
 &= 393.75 \\
 &= 394\text{円 (円未満四捨五入)}
 \end{aligned}$$

[加給年金の支給要件]

厚生年金保険の被保険者期間が 20 年以上ある方が、65 歳到達時点で、その方に生計を維持されている配偶者または子(18 歳になって最初の 3 月 31 日まで)がいるときに加算されます。

A さんの場合、厚生年金保険の被保険者期間は 350 月(29 年 2 ヶ月)で、妻 B さんは生計維持されており、65 歳到達時点で 65 歳未満となりますので、**加給年金の対象**となります。

③

老齢厚生年金の基本年金額=報酬比例部分+経過的分加算

$$768,865\text{円}+394\text{円}=769,259\text{円}$$

これに加給年金が加わります。

$$769,259\text{円}+390,500\text{円}=1,159,759\text{円}$$

したがって正解は、

①768,865

②される

③1,159,759

《問3》 Mさんは、Aさんに対して、AさんがX社を退職して個人事業主となった場合における老後資金の準備についてアドバイスした。Mさんがアドバイスした次の記述①~④について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「国民年金の定額保険料のほかに、月額400円の付加保険料を納付することを検討してみてはいかがでしょうか。仮に、付加保険料を100月納付し、65歳から老齢基礎年金を受給する場合、年額20,000円の付加年金を受給することができます」

②「小規模企業共済制度への加入を検討してみteはいかがでしょうか。小規模企業共済制度は、個人事業主や会社等の役員が所定の要件を満たしていれば加入することができる退職金制度です。毎月の掛金は1,000円から7万円までの範囲内(500円単位)で選択することができ、その全額が所得控除の対象となります」

③「国民年金基金への加入を検討してみteはいかがでしょうか。国民年金基金の加入は口数制であり、現在49歳のAさんの場合、1口目は、20年間の保証期間のある終身年金A型と保証期間のない終身年金B型の2種類のなかから選択し、2口目以降は、2種類の終身年金と5種類の確定年金のなかから選択することができます」

④「仮に、Aさんが国民年金基金に加入した場合、国民年金の付加保険料を納付することはできませんが、小規模企業共済制度に加入することはできます。国民年金基金の掛金の拠出限度額は月額68,000円ですが、小規模企業共済制度にも加入した場合、その掛金と合わせて月額68,000円が上限となります」

【答え】

① 適切○

付加年金の額は、月額保険料400円を国民保険料に上乗せし納付し、**200円**×納付期間が老齢基礎年金に加算されます。

付加保険料を 100 月納付しているので、
200 円×100 月=**20,000 円**となります。

② 適切○

小規模企業共済制度は、小規模企業の経営者や役員、個人自営業主などのためによる退職金制度です。

掛金は月額 1,000 円～7 万円の範囲内(500 円単位)で、**全額が小規模企業共済等掛金控除として所得控除の対象**です。

③ 不適切×

国民年金基金の 1 口目は必ず終身年金となり、「**15 年間保証付きの終身年金 A 型**」か「保証期間なしの終身年金 B 型」となります。

2 口目以降は「2 種類の終身年金」か「5 種類の確定年金」の中から選択できます。

本問では「1口目の終身年金は20年間の保証期間のある終身年金A型」とありますが、正しくは「**15年間**の保証期間のある終身年金A型」です。

④ 不適切×

国民年金基金の掛金の拠出限度額は、確定拠出年金の掛金の拠出額と合わせて、月額 68,000 円までとなりますが、

国民年金基金の掛金と小規模企業共済の掛金は、**お互いに拠出限度額に影響されません。**

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問(《問4》~《問6》)に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん(41歳)は、預貯金を1,000万円程度保有している。Aさんは、上場株式や投資信託を購入した経験がないが、老後の生活資金を準備するために長期的な資産形成を図りたいと思っており、投資先の1つとして、Aさんの地元の証券取引所にも上場しているX社株式への投資を検討している。また、投資経験の豊富な知人から、「まずはつみたてNISAから始めてみるのもよいのではないか」とアドバイスされている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜X社株式の関連情報＞

- ・株 価 : 2,400円
- ・発行済株式数 : 4,000万株
- ・決算期 : 2022年6月30日(木)(配当の権利が確定する決算期末)

＜X社の財務データ＞

(単位:百万円)

	56 期	57 期
資 産 の 部 合 計	300,000	305,000
負 債 の 部 合 計	175,000	170,000
純資産の部合計	125,000	135,000
売 上 高	180,000	190,000
営 業 利 益	14,000	15,000
経 常 利 益	15,000	16,000
当 期 純 利 益	9,000	9,500
配 当 金 総 額	2,500	2,700

※純資産の金額と自己資本の金額は同じである。

※《設例》および各問において、以下の名称を使用している。

- ・非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度を「つみたてNISA」といい、当該累積投資勘定を「つみたてNISA勘定」という。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 Mさんは、Aさんに対して、日本の証券市場の全体像とその動向等について説明した。Mさんが説明した次の記述①~④について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「国内で、株式の現物取引を行う金融商品取引所は、東京、新潟、名古屋、福岡の4つがあります。かつては、大阪にも株式の現物取引を行う『大阪証券取引所』がありましたが、『東京証券取引所』との経営統合後、先物市場の運営に特化し、その名称を『大阪取引所』に変更しています」

②「東京証券取引所では、2022年4月から、従前の『市場第一部』『市場第二部』『マザーズ』『ジャスダック』の4つの市場区分が変更され、『プレミアム』『メイン』『ネクスト』の3市場に再編されました」

③「東京証券取引所では、現在、9時から11時まで(前場)と12時30分から15時まで(後場)の2つの時間帯で立会内取引が行われていますが、2024年をめどに、後場の立会時間が30分延長される予定です」

④「上場企業が公表する決算短信は、投資を行う際の重要な判断材料となります。東京証券取引所規則では、上場企業の事業年度や四半期累計期間に係る決算内容が定まった場合、直ちにその内容を開示しなければならないとされています」

【答え】

① 不適切×

証券取引所は、株式や債券などの売買取引を行う場所です。

日本全国には、株式会社が約170万社ありますが、そのすべての会社の株式が、証券取引所で売買されているわけではありません。

証券取引所で売買される株式のことを「上場株式」といい、株式を証券取引所に上場している会社を「上場会社」といいます。

東京証券取引所では約3,700社が上場しており、証券取引所で売買できる株式は、上場会社の株式だけです。

証券取引所は、日本全国に4か所あります。(札幌、東京、名古屋、福岡)
本問では、新潟を含めた4ヶ所と説明されていますので、不適切となります。

② 不適切×

東京証券取引所は、2022年4月から市場区分が変更されました。

「市場第一部」「市場第二部」「マザーズ」「ジャスダック」から
『プライム』『スタンダード』『グロース』の3市場に再編されました」

・プライム

グローバルな投資家との建設的な対話を中心に捉えた企業向けの市場
(旧東証1部に上場していた2,185社のうち約80%が移管した)

・スタンダード

公開された市場における投資対象として十分な流動性とガバナンス水準を備えた企業向けの市場

(旧東証1部に上場していた約340社に、旧東証2部や旧ジャスダックから多くの企業が移管された。)

・グロース

高い成長可能性を有する企業向け市場
(主に旧マザーズからほとんどが移管された)

③ 不適切×

東京証券取引所では、現物株式の取引時間を現在「9時から11時30時まで（前場）」と、「12時30分から15時まで（後場）」の2つの時間帯で立会内取引が行われていますが、2024年をめぐり、後場の立会時間が30分延長され、「12時30分から15時30分まで（後場）」となる予定です。

本問では、前場を「9時から11時」と説明されており、正しくは、「9時から11時30時まで」となります。

④ 適切○

決算短信とは、企業の決算発表の内容をまとめた書類のことで、企業の決算結果などをなるべく早く投資家へ知らせるために各企業が作成し、決算後、1～2ヶ月後に証券取引所などで発表されます。

有価証券報告書は、決算の3ヶ月以上後に発表されるため、早くに発表される決算短信は投資を行う際の一つの参考資料となりますが、正式な決算発表ではないため、推測の部分も含まれています。

《問5》《設例》の〈X社株式の関連情報〉および〈X社の財務データ〉に基づいて算出される次の①、②を求めなさい(計算過程の記載は不要)。〈答〉は、%表示の小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までを解答すること。

- ① 57期におけるROE(自己資本は56期と57期の平均を用いる)
- ② 57期における配当性向

【答え】

①

自己資本利益率(ROE)は、自己資本(純資産)に対して、どれだけ利益を上げたのかを表した指標でROEが高いほど、効率よく利益を上げていることになります。

$$\text{ROE(\%)} = \text{当期純利益} \div \text{自己資本(純資産)} \times 100$$

問題文に「自己資本は56期と57期の平均」を用いることとあります。

$$56\text{期と}57\text{期の自己資本の平均} = (125,000 + 135,000) \div 2 = 130,000$$

$$57\text{期におけるROE} = 9,500 \div 130,000 \times 100 = 7.307\ldots \rightarrow 7.31\% (\text{小数点以下第3位四捨五入})$$

②

配当性向は、会社の純利益に対して、どれくらい株主に配当したのかを示す指標です。

$$\begin{aligned} \text{配当性向} &= 1\text{株当たり配当金} \div 1\text{株当たり当期純利益} \times 100 \\ &= \text{配当金総額} \div \text{当期純利益} \times 100 \end{aligned}$$

$$57\text{期におけるの配当性向} = 2,700 \div 9,500 \times 100 = 28.421\ldots \rightarrow 28.42\% (\text{小数点以下第3位四捨五入})$$

したがって正解は、

①7.31

②28.42

《問6》 Mさんは、Aさんに対して、つみたてNISAについて説明した。Mさんが説明した次の記述①~③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「つみたてNISAの年間の非課税投資枠は40万円です。ただし、2024年からはその上限額が42万円に拡大されます」

②「つみたてNISA勘定に受け入れることができる商品は、所定の要件を満たす公募株式投資信託と上場投資信託(ETF)に限られています。したがって、Aさんが投資を検討しているX社株式をつみたてNISA勘定に受け入れることはできません」

③「つみたてNISAを利用した買付けは、累積投資契約に基づく定期かつ継続的な買付けを行う方法に限られています。また、買い付けた年に使い切れなかった非課税投資枠をその翌年以降に繰り越すことはできません」

【答え】

① 不適切×

つみたてNISAの非課税枠は、1人年間40万円で、その上限が拡大される予定は現時点(2022年5月)ではありません。

ただし、一般NISAでは改正があります。

『新しい一般 NISA の創設』

2023 年 12 月 31 日の一般 NISA の終了に伴い、2024 年 1 月から新しい一般 NISA が創設されることになります。

新しい一般 NISA は

「一定の公募株式投資信託などに対象を限定した最大年 20 万円の積立枠(1 階部分)」と

「上場株式などにも投資できる最大年 102 万円の枠(2 階部分)」の 2 階建てとなり、投資可能期間は 2024 年 1 月 1 日から 2028 年 12 月 31 日までの 5 年間となります。

『概要』

・1 階部分

購入できるのは、つみたて NISA 対象商品のみ。金額は年間 20 万円まで、買い方は積み立てに限定されます。

・2 階部分

一般 NISA の対象商品である上場株式(日本株式・外国株式)や株式投資信託、ETF、REIT などを購入できます。(レバレッジを効かせる投資信託や、上場株式のうち整理銘柄・監視銘柄などは対象外となります。)

2 階の投資枠は年間 102 万円まで。

購入方法は一括購入でも積み立てでも OK です。

② 適切○

つみたてNISAの投資対象商品は、一定の要件を満たす公募株式投資信託やETFに限られます。

③ 適切○

つみたてNISAや一般NISAでは、非課税投資枠の分を使い切れなかったとしても翌年以降に繰り越すことはできません。

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問(《問7》~《問9》)に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさんは、妻Bさんおよび長男Cさんとの3人家族である。Aさんは、ドラッグストアで購入した医薬品に係る費用について、セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の適用を受けたいと思っている。なお、不動産所得の金額の前の「▲」は赤字であることを表している。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

Aさん (62歳) : 会社員

妻Bさん（62歳）： 2021年中に、パートタイマーとして給与収入100万円と特別支給の老齢厚生年金35万円を得ている。

長男Cさん（28歳）： 2021年中に、アルバイトとして給与収入100万円を得ている。

＜Aさんの2021年分の収入等に関する資料＞

(1) 給与所得の金額 : 223万円

(2) 不動産所得の金額 : ▲120万円 (白色申告)

・損失の金額120万円のうち、土地等の取得に係る負債の利子10万円を含む。

(3) 確定拠出年金の老齢給付の年金額 : 40万円

(4) 個人年金保険契約に基づく年金収入 : 100万円 (必要経費は70万円)

＜妻Bさんの2021年分の収入等に関する資料＞

(1) 給与所得の金額 : 45万円

(2) 特別支給の老齢厚生年金の年金額 : 35万円

※妻Bさんおよび長男Cさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※Aさんとその家族の年齢は、いずれも2021年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 Aさんの2021年分の所得税の課税に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、土地等の取得に係る負債の利子10万円に相当する部分の金額は、他の所得の金額と損益通算することはできません」

②「Aさんの場合、公的年金等の収入金額が60万円以下であるため、公的年金等に係る雑所得の金額は算出されません」

③「Aさんが所得税の確定申告をするときに、納税地の所轄税務署長に所得税の青色申告承認申請書を提出すれば、2021年分の所得金額から、純損失の繰越控除や青色申告特別控除の適用を受けることができます」

【答え】

① 適切○

損益通算とは、所得税額を計算する際に、不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得の金額に損失が生じた場合、その損失額をほかの所得の金額から控除することを言います。

[損益通算の対象とならないもの]

●不動産所得

土地取得のため負債の利子(建物はOK)

●譲渡所得

- ・生活に通常必要でない資産の譲渡によって生じた損失(別荘・クルーザー・30万円を超える貴金属等・ゴルフの会員権)
- ・土地・建物等の譲渡損失(ただし自分の住む家など、特定の居住用財産の譲渡損失は損益通算できる特例がある)
- ・株式等の譲渡損失(上場株式等の譲渡損失は、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得の金額と損益通算が可能)

② 適切○

65歳未満で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が1,000万円以下の場合は、60万円の控除を受けることができ、所得は0円となるため、公的年金の雑所得は算出されません。

公的年金等に係る雑所得の速算表(令和2年分以後)

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下			
年金を受け取る人の年齢	(a)公的年金等の収入金額の合計額	(b)割合	(c)控除額
65歳未満	(公的年金等の収入金額の合計額が600,000円までの場合は所得金額はゼロとなります。)		
	600,001円から1,299,999円まで	100%	600,000円
	1,300,000円から4,099,999円まで	75%	275,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	685,000円
	7,700,000円から9,999,999円まで	95%	1,455,000円
	10,000,000円以上	100%	1,955,000円
65歳以上	(公的年金等の収入金額の合計額が1,100,000円までの場合は、所得金額はゼロとなります。)		
	1,100,001円から3,299,999円まで	100%	1,100,000円
	3,300,000円から4,099,999円まで	75%	275,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	685,000円
	7,700,000円から9,999,999円まで	95%	1,455,000円
	10,000,000円以上	100%	1,955,000円

③ 不適切×

青色申告制度とは納税者が複式帳簿に基づいて取引を帳簿に記録し、その記録をもとに所得税の計算をして申告をすることで税制上有利な扱いが受けられる制度です。

[青色申告の対象者]

- ・不動産所得・事業所得・山林所得のある人
- ・青色申告承認申請書を税務署に提出している人
(申告したい年の3/15までに届け出をする)

＊1月16日以降に事業を始めていれば開業から2か月以内

- ・一定の複式帳簿書類を備えて取引を正確に記録し、保存している人(保存期間は7年間)

[本問の場合]

Aさんが2021年分の確定申告を行う際に、青色申告承認申請書を提出した場合、2022年分の所得金額から、純損失の繰越控除や青色申告特別控除の適用を受けることができます。

《問8》 Aさんの2021年分の所得金額について、次の①、②を求め、解答用紙に記入しなさい(計算過程の記載は不要)。〈答〉は万円単位とすること。

- ① 総所得金額に算入される雑所得の金額
- ② 総所得金額

【答え】

①『Aさんの雑所得を求める。』

・総所得金額とは、総合課税の所得を合計し、損益通算した後の金額のことを言います。

・損益通算とは、所得税額を計算する際に、不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得の金額に損失が生じた場合、その損失額をほかの所得の金額から控除することを言います。

[本問の場合]

Aさんの収入のうち、雑所得は、「確定拠出年金の老齢給付」と「個人年金保険に基づく年金収入」になります。

< Aさんの2021年分の収入等に関する資料 >

- | | | |
|--|---|-------------------|
| (1) 給与所得の金額 | : | 223万円 |
| (2) 不動産所得の金額 | : | ▲120万円 (白色申告) |
| ・ 損失の金額120万円のうち、土地等の取得に係る負債の利子10万円を含む。 | | |
| (3) 確定拠出年金の老齢給付の年金額 | : | 40万円 |
| (4) 個人年金保険契約に基づく年金収入 | : | 100万円 (必要経費は70万円) |

●確定拠出年金の老齢給付は、**公的年金の雑所得**となり、**公的年金等控除**から差し引き計算します。

→65歳未満で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が1,000万円以下
の場合は、60万円の控除を受けることができますので、Aさんの確定拠出年金の老齢給付額40万円は、**0円扱い**(40万円-60万円)となります。

公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下			
年金を受け取る人の年齢	(a)公的年金等の収入金額の合計額	(b)割合	(c)控除額
65歳未満	(公的年金等の収入金額の合計額が600,000円までの場合は所得金額はゼロとなります。)		
	600,001円から1,299,999円まで	100%	600,000円
	1,300,000円から4,099,999円まで	75%	275,000円
	4,100,000円から7,699,999円まで	85%	685,000円
	7,700,000円から9,999,999円まで	95%	1,455,000円
	10,000,000円以上	100%	1,955,000円

●個人年金保険に基づく年金収入は、**その他の雑所得**となり、**総収入金額**から**必要経費**を引いて計算します。

→100万円-70万円=**30万円**

したがって、Aさんの雑所得=0円+30万円=**① 30万円**

②『Aさんの総所得金額を求める』

Aさんの所得である、「給与所得・不動産所得・雑所得」は全て総合課税となりますので、総所得金額の計算に含みます。

また、損益通算により、不動産所得・事業所得・山林所得・譲渡所得の金額に損失が生じた場合、その損失額をほかの所得の金額から控除することができます。

[本問の場合]

不動産所得は損益通算の対象ですが、不動産所得の損失のうち、**土地取得に要した負債の利子(10万円)**は、**損益通算の対象外**となります。

つまり、総所得金額の計算に含まれる不動産所得は、
▲120万円-10万円=▲110万円となります。

$$\begin{aligned} \text{Aさんの総所得金額} &= \text{給与所得} + \text{不動産所得} + \text{雑所得} \\ &= 223\text{万円} + \text{▲}110\text{万円} + 30\text{万円} \\ &= \text{② } 143\text{万円} \end{aligned}$$

したがって正解は、

①30

②143

《問9》 Aさんの2021年分の所得税における所得控除に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「妻Bさんの合計所得金額は48万円以下であるため、Aさんは配偶者控除の適用を受けることができます」

②「長男Cさんの合計所得金額は48万円以下であるため、Aさんは、長男Cさんに係る扶養控除の適用を受けることができ、その控除額は38万円です」

③「Aさんがセルフメディケーション税制の適用を受けるためには、Aさん自身に加え、生計を一にする妻Bさんおよび長男Cさんが定期健康診断や予防接種などの一定の取組みを行っている必要があります」

【答え】

① 適切○

配偶者控除は、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下で納税者本人の所得が1,000万円以下である場合に適用されます。

[本問の場合]

妻Bさんは、「給与所得45万円」と「特別支給の老齢厚生年金35万円」がありますが、「特別支給の老齢厚生年金35万円」は65歳未満の場合、年60万円までは所得0円扱いとなり、公的年金の雑所得は算出されません。

よって、給与所得45万円のみとなり、合計所得金額は48万円以下となります。

またAさんの合計所得金額も1,000万円以下ですので、配偶者控除の対象となります。

② 適切○

扶養控除は、扶養親族の合計所得金額が48万円以下(給与収入のみの場合103万円以下)である、配偶者以外の親族。

- ・一般対象扶養者(扶養家族で16歳以上70歳未満の人):【38万円】
- ・特定扶養者(扶養家族で19歳以上23歳未満の人):【63万円】
- ・老人扶養者(扶養家族で70歳以上の人):
【同居親族→58万円 それ以外48万円】

[本問の場合]

長男Cさんは、28歳で給与収入が100万円ですので、合計所得金額が48万円以下(給与収入のみの場合103万円以下)となり、一般対象扶養者となり、扶養控除は38万円となります。

③ 不適切×

セルフメディケーション税制の適用を受けるためには、納税者本人(Aさん)が定期健康診断や予防接種などの一定の取組みを行う必要がありますが、生計を一にする配偶者やその他親族が取り組む必要はありません。

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問《問10》～《問12》に答えなさい。

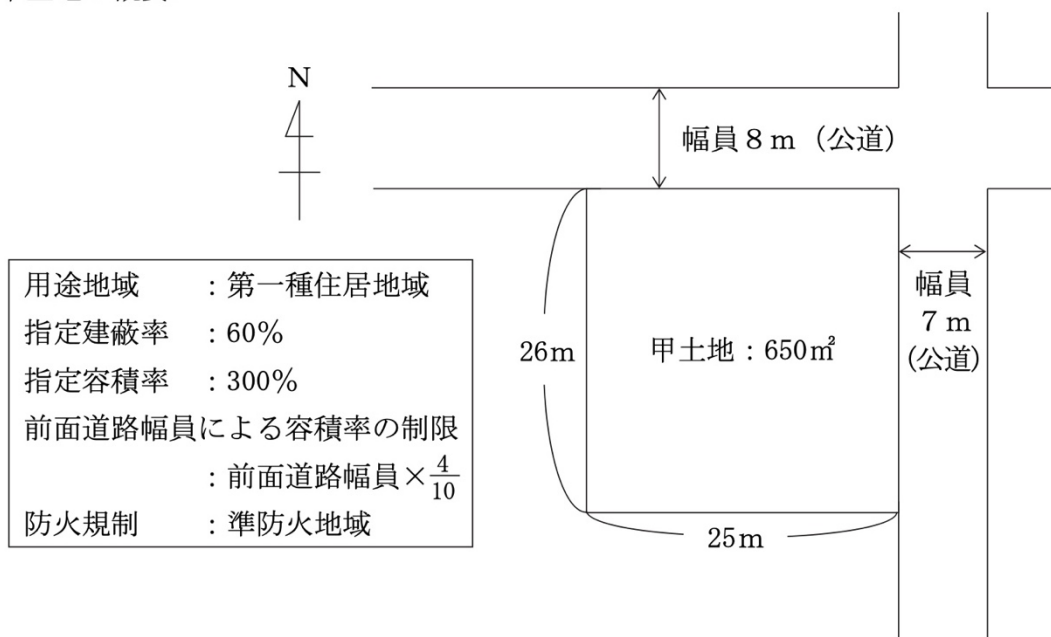
《設 例》

Aさん（69歳）は、5年前に父親の相続によって甲土地（650㎡）を含む複数の土地を取得している。甲土地は、父親の代からアスファルト敷きの月極駐車場として賃貸しているが、収益性は高くない。

Aさんは、先日、ハウスメーカーのX社から、「甲土地は、最寄駅から徒歩3分の好立地にあり、住宅需要が見込めるので、自己建設方式による賃貸マンションでの有効活用をお勧めします。弊社（X社）が、マスターリース契約（特定賃貸借契約）により、建築後のマンションを一括賃借したうえで、サブリース契約で第三者への賃貸・管理を行います。Aさんにお支払いする賃料は保証します」との提案を受けた。

Aさんは、甲土地の収益性を高めるために、X社の提案を検討することにした。

<甲土地の概要>



- ・甲土地は、建蔽率の緩和について特定行政庁が指定する角地である。
- ・指定建蔽率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。
- ・特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 甲土地上に耐火建築物を建築する場合における次の①、②を求めなさい(計算過程の記載は不要)。

- ① 建蔽率の上限となる建築面積
- ② 容積率の上限となる延べ面積

【答え】

①

● 建築面積の上限(最大建築面積)=敷地面積×建ぺい率

[建ぺい率の上限が緩和される場合]

防火地域内にある耐火建築物	プラス10%
準防火地域の耐火・準耐火建築	プラス10%
特定行政庁が指定する角地	プラス10%
建ぺい率が80%とされている地域内で、 防火地域内になる耐火建築物	建ぺい率100 (建ぺい率の制限なし)

[本問の場合]

- ・準防火地域に耐火建築物を立てる場合、プラス 10%緩和されます。
- ・特定行政庁が指定するが角地、プラス 10%緩和されます。

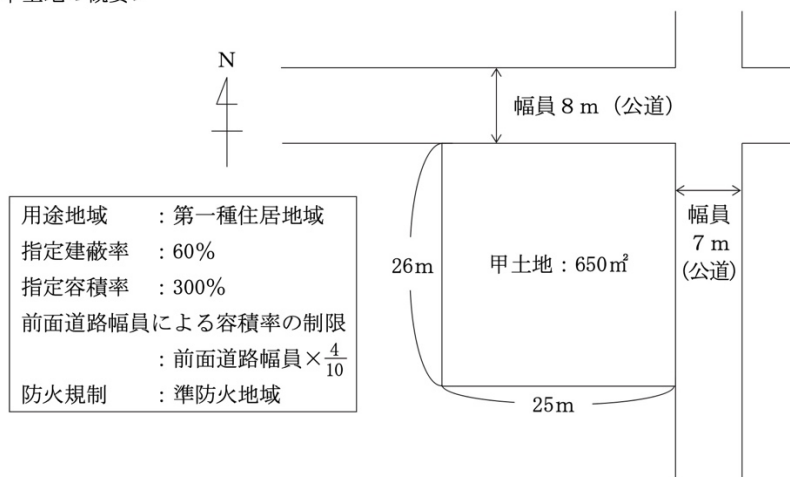
建蔽率の上限=指定建蔽率 60%+10%+10%=80%

『建築面積の上限(最大建築面積)=敷地面積×建ぺい率』

建築面積の上限=650 m²×80%=520 m²

したがって① 建蔽率の上限となる建築面積は520m²となります。

<甲土地の概要>



②

容積率の上限となる延べ面積

容積率は、敷地面積に対する延べ面積(各階の床面積の合計)の割合のことを言います。

[計算式]

延べ面積=敷地面積×容積率

[容積率の制限]

容積率は、前面道路の幅員によって制限を受けます。

前面道路が2つ以上ある場合は、最も幅の広いものが道路の前面道路となります。

[前面道路の幅員による容積率]

・前面道路の幅員が12m以上の場合の容積率は「指定容積率」となります。

・前面道路の幅員が12m未満の場合の容積率

住居系用途地域・・・前面道路の幅員×4/10

その他の用途地域・・・前面道路の幅員×6/10

12m未満の場合は、「指定容積率」と「前面道路の幅員×法定乗数(4/10または6/10)」のいずれか、小さい方が限度となります。

●本問では、道路が8mと7mがあり、広い方を前面道路としますので、7mで前面道路となります。

$8\text{m} \times 4/10 = 320\%$

指定容積率は300%となりますので、小さい方は、300% (320% > 300%) となります。

延べ面積の上限 = $650\text{m}^2 \times 300\% = 1,950\text{m}^2$

② 容積率の上限となる延べ面積は、 $1,950\text{m}^2$

したがって正解は、①520(m^2) ② $1,950(\text{m}^2)$

《問11》 X社が提案する自己建設方式による賃貸マンション事業に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「マスターリース契約(特定賃貸借契約)において、賃料が保証されている場合、その契約が定期借家契約でない限り、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律や借地借家法に基づき、AさんがX社から経済事情等により賃料の減額請求を受けることはありません」

②「Aさんが甲土地に賃貸マンションを建設した場合、相続税額の計算上、甲土地は貸家建付地として評価されます。仮に、甲土地の自用地価額を1億円、借地権割合を60%、借家権割合を30%、賃貸割合を100%とした場合の相続税評価額は、8,200万円です」

③「仮に、Aさんが金融機関から融資を受けて賃貸マンションを建設した場合、相続税の課税価格の計算上、Aさんの相続開始時における当該借入金残高は、債務控除の対象となります」

【答え】

① 不適切×

商業用不動産を賃貸する場合、建物を一括して賃貸し、その賃借人が実際の賃借人にさらに賃貸する方法があります。

- ・マスターリースは一括の賃貸借のこと
- ・サブリースは、マスターリースによって賃借した者が実際の賃借人に賃貸することを言います。

マスターリース契約(不動産の一括賃貸)を行った場合、保証期間満了後に減額請求されることがあります。

普通借家契約では、契約書で賃料を減額しない旨の特約をしても、借地借家法により無効となります。

② 適切○

貸家建付地 →自己所有の土地に自己所有の貸家が建っていること	貸家建付地評価額= 自用地評価額×(1-借地権割合× 借家権割合×賃貸割合)
--	--

$$\begin{aligned}\text{甲土地の評価額} &= 1\text{億円} \times (1 - 60\% \times 30\% \times 100\%) \\ &= 8,200\text{万円}\end{aligned}$$

③ 適切○

相続税の債務控除とは、被相続人が残した債務(借入金など)は相続財産から、控除することができます。

また、葬式費用を負担した場合も、相続財産から控除することができます。

	控除できる	控除できない
債務	・金融機関からの借入金 ・未払いの医療費 ・未払いの税金 ・水道光熱費などの公共料金等の未払い	・墓地・墓石・仏壇・仏具などの非課税財産に係る未払金
葬式費用	・通夜・葬式・火葬・納骨費用・告別式	・香典返戻費用 ・法要費用

金融機関からの借入金は債務控除の対象となります。

《問12》 賃貸マンションの事業計画とリスク対策に関する次の記述①～③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「賃貸マンションの賃料収入を想定する際にはレントابل比が重要です。一般に、賃貸マンションのグレードが高いほど、また規模が大きくなるほど、レントابل比は低くなる傾向があり、レントابل比が低いほど投資効率が低いことを示しています」

②「借入金の返済には、元金均等返済と元利均等返済の2つの方法があり、元金均等返済の場合、毎年の支払利息は同額になります。そのため、賃貸マンションの所有者は毎年、不動産所得の金額の計算上、一定額の支払利息を必要経費に算入することができます」

③「賃貸マンションの地震リスクに備えるため、火災保険に地震保険を付帯することをお勧めします。地震保険の保険金額は、火災保険の保険金額の60～80%の範囲で設定することができます」

【答え】

① 不適切×

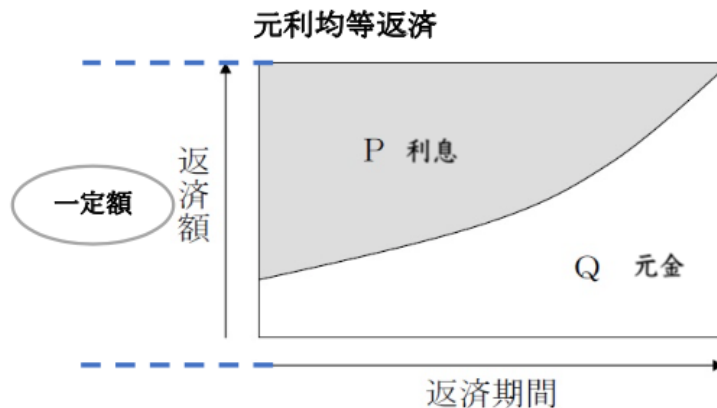
レントブル比とは、共有住宅において延床面積(建物各階の床面積の合計のこと)に対する賃貸可能な面積と非収益部分(エレベーターやエントランスなど)の床面積の割合のことを言います。

レントブル比の値が**高い**ほど、**投資効率が高い**と言えます。

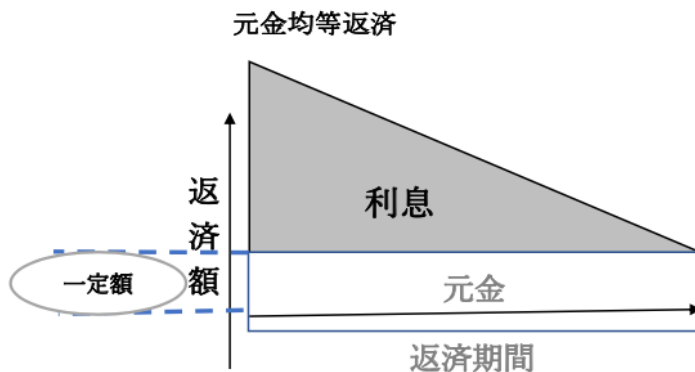
② 不適切×

『元利均等返済と元金均等返済のイメージ図』

●元利均等返済



●元金均等返済



本問では「元金均等返済の場合、毎年の支払利息は同額になり」とありますが、元金均等返済では、**元金の返済額は同じですが、支払利息は減少**していきますので、不適切となります。

③ 不適切×

●地震保険

地震、地震による津波、噴火などによる居住用建物、家財などの火災、損壊、埋没または流失による損害を補償するもので、地震保険単独では加入できず、火災保険とセットで加入契約となります。

●保険金額

建物、また家財ごとに火災保険の保険金額の30~50%の範囲で設定。
ただし上限として建物は5,000万円、家財1,000万円を上限とする。

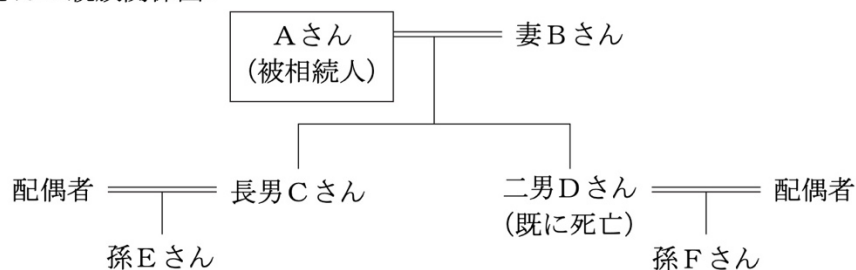
【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問《問13》~《問15》に答えなさい。

《設 例》

非上場企業であるX株式会社（以下、「X社」という）の代表取締役社長であったAさんは、2022年4月に80歳で死亡した。Aさんが保有していたX社株式（発行済株式数の全部）は、後継者である長男Cさんが相続により取得する予定である。

Aさんの親族関係図等は、以下のとおりである。なお、二男Dさんは、Aさんの相続開始前に死亡している。

＜Aさんの親族関係図＞



＜各人が取得する予定の相続財産（遺贈やみなし相続財産を含む）＞

①妻Bさん（78歳）

現金および預貯金 …… 3,000万円

自宅（敷地330㎡） …… 2,000万円（「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用後の金額）

自宅（建物） …… 1,500万円（固定資産税評価額）

死亡保険金 …… 1,500万円（契約者（＝保険料負担者）・被保険者はAさん、死亡保険金受取人は妻Bさん）

死亡退職金 …… 3,000万円

②長男Cさん（53歳）

現金および預貯金 …… 8,000万円

X社株式 …… 1億2,000万円（相続税評価額）

※相続税におけるX社株式の評価上の規模区分は「中会社の大」であり、特定の評価会社には該当しない。

③孫Eさん（18歳）

現金および預貯金 …… 2,000万円

④孫Fさん（21歳）

現金および預貯金 …… 3,000万円

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 Aさんの相続等に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

I 「Aさんが2022年分の所得税および復興特別所得税について確定申告書を提出しなければならない場合に該当するとき、相続人は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から(①)カ月以内に準確定申告書を提出しなければなりません」

II 「配偶者に対する相続税額の軽減の適用を受けた場合、妻Bさんが相続により取得した財産の金額が、配偶者の法定相続分相当額と1億6,000万円とのいずれか(②)金額を超えない限り、妻Bさんが納付すべき相続税額は算出されません」

III 「仮に、妻Bさんが自宅の敷地および建物を相続により取得し、相続税の申告期限までに自宅の敷地を売却した場合、当該敷地は、特定居住用宅地等として小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けること(③)」

— 〈語句群〉 —

イ. 3 ロ. 4 ハ. 10 ニ. 少ない ホ. 多い
ヘ. ができます ト. できません

【答え】

① ロ:4

準確定申告の期限は、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内です。

② ホ:多い

相続税の配偶者控除額は、配偶者が相続した遺産のうち課税対象となるものの額が1億6,000万円までであれば課税されません。

また、1億6,000万円を超える場合は、配偶者の法定相続分までであれば課税されません。

③へ:ができます。

小規模宅地の特例において、特定居住用宅地等の場合は、配偶者には要件はなく、無条件で適用されます。

《問14》 Aさんの相続等に関する次の記述①~③について、適切なものには○印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

①「孫Eさんは、相続税額の2割加算の対象になりますが、孫Fさんは、二男Dさんの代襲相続人ですので、相続税額の2割加算の対象にはなりません」

②「X社株式の相続税評価額は、原則として、類似業種比準方式と純資産評価方式の併用方式により評価されます。そのうち類似業種比準方式は、類似業種の株価を基に、1株当たりの『配当金額』『取引金額』および『簿価純資産評価額』の3つの要素から算出します」

③「相続税の総額は、各相続人の実際の取得割合によって計算されますので、分割内容によって異なります」

【答え】

① 適切○

相続税に2割加算は、相続・遺贈により財産を取得した人が、**配偶者および被相続人の一親等の血族(代襲相続人含む)以外**の兄弟姉妹はその相続税額に2割相当額が加算されます。

(相続税額＝算出相続額＋算出相続税額×20%)

[本問の場合]

被相続人の孫は2割加算の対象となりますが、孫Fさんは**代襲相続人であるため、2割加算の対象外**となります。

よって、孫Eさんは対象ですが、孫Fさんは対象外となります。

② 不適切×

類似業種比準価額方式は、自社と似た業種の会社の株価をベースにしつつ、自社の1株あたりの「**配当金額**」「**利益金額**」「**簿価純資産価額**」を、自社と似た業種の会社と比較して、自社の株価を算定する方法です。

本問では、「利益金額」を「取引金額」と説明していますので、不適切となります。

③ 不適切×

相続税の総額は、課税遺産総額をそれぞれ法定相続分に按分して計算し、その後、各相続人の実際の取得割合に応じて、相続税額を計算しますので、**実際の分割内容によって変わることはありません。**

《問15》 各相続人は《設例》の記載のとおり、相続財産を取得した。Aさんの相続に係る相続税の総額を計算した下記の表の空欄①~④に入る最も適切な数値を求めなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

	妻Bさんに係る課税価格	(①) 万円
	長男Cさんに係る課税価格	□□□万円
	孫Eさんに係る課税価格	2,000万円
	孫Fさんに係る課税価格	3,000万円
(a) 相続税の課税価格の合計額		□□□万円
	(b) 遺産に係る基礎控除額	(②) 万円
課税遺産総額 ((a) - (b))		□□□万円
	相続税の総額の基となる税額	
	妻Bさん	□□□万円
	長男Cさん	□□□万円
	孫Fさん	(③) 万円
(c) 相続税の総額		(④) 万円

資料＞相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超	万円以下			
～	1,000		10%	—
1,000	～ 3,000		15%	50万円
3,000	～ 5,000		20%	200万円
5,000	～ 10,000		30%	700万円
10,000	～ 20,000		40%	1,700万円
20,000	～ 30,000		45%	2,700万円
30,000	～ 60,000		50%	4,200万円
60,000	～		55%	7,200万円

【答え】

[各人に係る課税価格]

各人に係る課税価格のうち、妻Bさんの死亡保険金と死亡退職金は非課税枠適用前となりますので、下記の計算式により、非課税額を求めます。

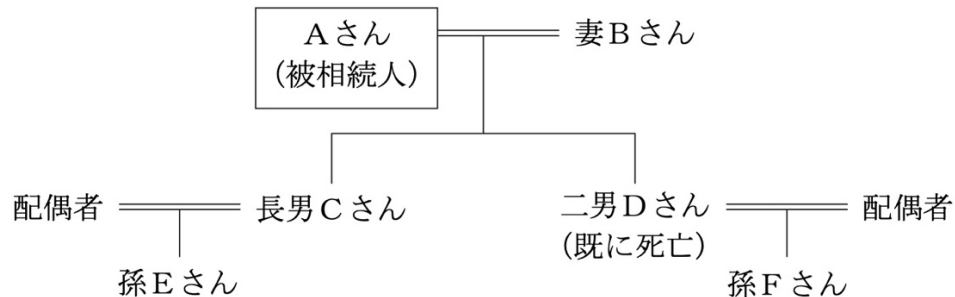
●死亡保険金(死亡退職金)の非課税額=500万円×法定相続人の数

[法定相続人]

配偶者は、常に法定相続人となり、親族は、子・直系尊属・兄弟姉妹の順に、先の順位者がいない場合に、法定相続人となります。

順位	範囲	備考
第1順位 [民法887]	子	養子・嫡出子・非嫡出子・相続開始時の胎児を含む
第2順位 [民法889]	直系尊属 父母・祖父母の順	第1順位の子がいない場合、父母へ、父母がいない場合は祖父母へと引き継ぐ
第3順位 [民法889]	兄弟姉妹	第1順位、第2順位がいない場合

<Aさんの親族関係図>



本問の法定相続人は、妻Bさん、長男Cさん、孫Fさんの3人です。

※孫Fさんは、二男Dさんの代襲相続人です。

代襲相続とは、本来相続人となる被相続人の子、または兄弟姉妹が既に死亡している場合等に、その者の子が変わって相続することです。

よって、死亡保険金(死亡退職金)の非課税額=500万円×3人=1,500万円

[各人の課税価格]

<各人が取得する予定の相続財産（遺贈やみなし相続財産を含む）>

①妻Bさん（78歳）

現金および預貯金 …… 3,000万円

自宅（敷地330㎡） …… 2,000万円（「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用後の金額）

自宅（建物） …… 1,500万円（固定資産税評価額）

死亡保険金 …… 1,500万円（契約者（＝保険料負担者）・被保険者はAさん、死亡保険金受取人は妻Bさん）

死亡退職金 …… 3,000万円

②長男Cさん（53歳）

現金および預貯金 …… 8,000万円

X社株式 …… 1億2,000万円（相続税評価額）

※相続税におけるX社株式の評価上の規模区分は「中会社の大」であり、特定の評価会社には該当しない。

③孫Eさん（18歳）

現金および預貯金 …… 2,000万円

④孫Fさん（21歳）

現金および預貯金 …… 3,000万円

●妻Bさん

3,000万円+2,000万円+1,500万円+(1,500万円-1,500万円)+(3,000万円-1,500万円)=① 8,000万円

●長男Cさん

8,000万円+1億2,000万円=2億円

●孫Eさん

2,000万円

●孫Fさん

3,000万円

相続税の課税価格の合計額=8,000万円+2億円+2,000万円+3,000万円
=3億3,000万円

[相続税の基礎控除の算式]

相続税の基礎控除(遺産に係る基礎控除額)
=3,000万円+600万円×法定相続人の数

[本問の場合]

相続税の基礎控除(遺産に係る基礎控除額)
=3,000万円+600万円×3人
=② 4,800万円

よって、

課税遺産総額=3億3,000万円-4,800万円
=2億8,200万円

[法定相続分]

●相続人の範囲と順位、法定相続分

配偶者のみ		相続分すべて		
順位	範囲	法定相続分	配偶者	配偶者なし
第1順位	子	1/2で均等分	1/2	すべてを均等
第2順位	直系尊属 父母・祖父母の順	1/3で均等分	2/3	すべてを均等
第3順位	兄弟姉妹 第1, 第2がない	1/4で均等分	3/4	すべてを均等

[本問の法定相続分]

- ・妻Bさん1/2
- ・長男Cさん・孫Fさん1/4($1/2 \div 2$)

●相続税の総額の元となる税額

- ・妻Bさん

2億8,200万円 $\times$ 1/2 = 1億4100万円

1億4100万円 $\times$ 40% - 1,700万円 = 3,940万円

- ・長男Cさん

2億8,200万円 $\times$ 1/4 = 7050万円

7050万円 $\times$ 30% - 700万円 = 1,415万円

- ・孫Fさん

2億8,200万円 $\times$ 1/4 = 7050万円

7050万円 $\times$ 30% - 700万円 = 1,415万円

相続税の総額 = 3,940万円 + 1,415万円 + 1,415万円

= ④ 6,770万円

したがって正解は、

①8,000 (万円)

②4,800 (万円)

③1,415 (万円)

④6,770 (万円)

-終-